

固定資産税に関するお知らせ

家屋の新築、増築、取壊し、所有権移転について

【新・増築の家屋調査にご協力】

固定資産税の適正課税のため、新築または増築された住宅・物置・倉庫・畜舎などの家屋を対象に「家屋調査」をお願いしています。家屋を新・増築された時は、下記までご連絡をお願いします。

簡素な物置や車庫でも、外気分断性、用途性、土地への定着性が備わっていると家屋として課税されます。土地への定着性の判断については、東石による簡易な設置でも、家屋本体と東石が金具で固定されている場合は課税対象となります。木造だけでなく、簡易に設置できるプレハブ式の物置も課税対象です。

【家屋の取壊しおよび所有権移転について】

・**家屋を取壊した場合**
未登記の家屋を取壊した場合には、下記まで届け出をお願いします。

また、登記されている家屋を取壊したときは、法務局で

「滅失登記」の手続きを行ってください。

※固定資産税の賦課期日は毎年1月1日です。賦課期日までに手続きが行われない場合、引き続き課税されることとなりますので、ご注意ください。

・所有権移転した場合

相続・売買・贈与などによって、未登記家屋の所有権を移転した場合には、下記まで届け出をお願いします。

また、登記されている家屋の所有権を移転したときは、法務局で「所有権移転」の手続きを行ってください。

※取壊した場合と同様、賦課期日までに手続きが行われない場合、引き続き元の所有者に課税されることとなりますので、ご注意ください。

【住宅用地の特例について】

住宅が建っている土地には、土地の固定資産税が1/6または1/3に軽減される「住宅用地の特例」が適用されます。この特例を受けるため

には、「住宅用地の申告書」を提出いただく必要があります。なお、すでに特例が適用されている土地については、建て替え等をしなくても限り必要ありません。

※「住宅用地の特例」は、住宅の種類・規模や土地の規模により適用の範囲が異なります。

【届出・問い合わせ先】

・財務課資産税係
☎0137-62-2114
・熊石総合支所地域振興課
☎01398-2-3111

子どもの医療費は助成されます！

18歳到達年度末までのお子さんが病院等で診療を受けたときの保険診療に係る医療費を助成しています。助成を受けるためには、受給者証の交付申請手続きが必要です。

【対象となるお子さん】

満18歳に達する日（誕生日の前日）以後最初の3月31日までのお子さん

※ただし、左記の場合は対象外となります。

- ① 中学校を修了後、高校等へ進学しない方または各種学校で修業年限が1年未満の課程に進学する方
- ② 婚姻している方
- ③ 自らが医療保険各法の被保険者、組合員または世帯主となっている方

【自己負担額】

保険診療に係る医療費の自己負担はありません。

【申請手続きに必要なもの】

- ・お子さんの健康保険証
- ・転入された方は、前住所地の市区町村発行の所得課税証明書
- ・高校生は在学証明書または学生証の写し

【申請先】

・住民生活課国民健康保険係
・熊石総合支所住民サービス課
・落部支所
【問い合わせ先】
住民生活課国民健康保険係
☎0137-62-2112

ふるさと納税の状況

3月末現在(累計令和3年4月~令和4年3月)

寄附件数 144,359件

寄附金額 2,521,477,780円

障害のある方々の就労を叶えます

実績多し!!

仕事 決まったよ!

今すぐお電話を!

138-83-8018

080-1896-1077

jobsp.hirano@gmail.com